

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第六条 安衛則第六十九条の二第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者又は二級の技術検定で施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)第一条で施工技術検定期則(昭和三十五年建設省令第十七号)第一条に合格した者</p> <p>九 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、二級の技術検定で施工技術検定期則第一条第一項第四号から第六号までに定める検定種別に該当するものに合格した者</p> <p>十 (略)</p> <p>(車両系建設機械(基礎工専用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第八条 第六条の規定は、安衛則第六十九条の二第三項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者について準用する。この場合において、第六条第八号中「第一号から第三号まで」とあるのは「第六号」と、同条第八号中「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体</p> | <p>(車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第六条 安衛則第六十九条の二第二項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第二百二号)に定める第一種から第三種までの種別に該当するものに合格した者</p> <p>九 次のいずれかに該当する者で、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件に定める第四種から第六種までの種別に該当するものに合格した者</p> <p>十 (略)</p> <p>(車両系建設機械(基礎工専用)に係る厚生労働大臣が定める者)</p> <p>第八条 第六条の規定は、安衛則第六十九条の二第三項において準用する安衛則第五百十一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者について準用する。この場合において、第六条第八号中「第一種から第三種まで」とあるのは「第六種」と、同条第八号中「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体</p> |

「第四号から第六号まで」とあるのは「第一号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（車両系建設機械（縮固め用）に係る厚生労働大臣が定める者）
第十条 第六条の規定は、安衛則第六十九条の二第四項において準用する安衛則第五百一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者について準用する。この場合において、第六条第八号中「第一号から第三号まで」とあるのは「第四号」と、同条第九号中「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）」とあるのは「車両系建設機械（縮固め用）」と、「第四号から第六号まで」とあるのは「第一号から第三号まで、第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

「第四号から第六号まで」とあるのは「第一種から第五種まで」と読み替えるものとする。

（車両系建設機械（縮固め用）に係る厚生労働大臣が定める者）
第十条 第六条の規定は、安衛則第六十九条の二第四項において準用する安衛則第五百一条の二十四第二項第二号の厚生労働大臣が定める者について準用する。この場合において、第六条第八号中「第一種から第三種まで」とあるのは「第四種」と、同条第九号中「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）」とあるのは「車両系建設機械（縮固め用）」と、「第四種から第六種まで」とあるのは「第一種から第三種まで、第五種又は第六種」と読み替えるものとする。